

松江市告示第 102 号

松江市産業廃棄物の処理に関する指導要綱（平成 30 年松江市告示第 12 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 3 月 8 日

松江市長 松 浦 正 敬

次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p><u>(10) 優良認定業者 法第 14 条第 7 項</u> <u>又は第 14 条の 4 第 7 項の許可の更新</u> <u>を受けた者であって当該許可に係る</u> <u>事業の実施に関し優れた能力及び実</u> <u>績を有する者として環境省令で定め</u> <u>る基準に適合すると市長が認定した</u> <u>ものをいう。</u></p> <p>(県外産業廃棄物の処分に係る事前協議)</p> <p>第 16 条 略</p> <p>2～3 略</p> <p><u>4 排出事業者は、優良認定業者に委託し</u> <u>て県外産業廃棄物を市内において中間</u> <u>処分(特別管理産業廃棄物の処分をする</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(県外産業廃棄物の処分に係る事前協議)</p> <p>第 16 条 略</p> <p>2～3 略</p>

場合を除く。)しようとするときは、第2項の協議書及び前項の添付書類を提出することに代えて、県外産業廃棄物処分事前協議書(優良認定業者)(様式第4号)を提出することができる。

5 略

(処分協議の承認通知)

第17条 略

2 前項の規定にかかわらず、前条第4項の規定により処分計画を承認することを決定したときは、同項の承認したことを証する印をもって通知に代えるものとする。

(県外産業廃棄物の市内における処分)

第18条 排出事業者は、前条第1項の規定による通知(同条第2項の規定により通知に代えて印を用いる場合は、当該印。次項及び次条において同じ。)を受けた後でなければ、自ら又は処分業者に委託して県外産業廃棄物を市内において処分してはならない。

2 処分業者は、排出事業者が前条第1項の規定による通知を受けた後でなければ、当該排出事業者に係る県外産業廃棄物の処分を受託してはならない。

(変更の協議)

第19条 第17条第1項(次項において準用する場合を含む。)の規定による通知を受けた排出事業者は、当該通知に係る処分計画のうち、次に掲げる事項を変更しようとするときは、市長に協議しなけ

4 略

(処分協議の承認通知)

第17条 略

(県外産業廃棄物の市内における処分)

第18条 排出事業者は、前条の規定による通知 _____

_____を受けた後でなければ、自ら又は処分業者に委託して県外産業廃棄物を市内において処分してはならない。

2 処分業者は、排出事業者が前条の規定による通知を受けた後でなければ、当該排出事業者に係る県外産業廃棄物の処分を受託してはならない。

(変更の協議)

第19条 第17条(次項において準用する場合を含む。)の規定による通知を受けた排出事業者は、当該通知に係る処分計画のうち、次に掲げる事項を変更しようとするときは、市長に協議しなけ

ればならない。

(1)・(2) 略

2 第 16 条第 2 項から第 5 項まで及び前 2 条 _____ の規定は、前項の規定による協議について準用する。

様式第 1 号(第 5 条関係)

産業廃棄物処理施設等設置等協議書

年 月 日

(あて先)松江市長

略

様式第 2 号(第 16 条関係)

県外産業廃棄物処分事前協議書

年 月 日

(あて先)松江市長

略

様式第 4 号 別紙のとおり

ればならない。

(1)・(2) 略

2 第 16 条第 2 項から第 4 項まで、第 1 7 条及び前条の規定は、前項の規定による協議について準用する。

様式第 1 号(第 5 条関係)

産業廃棄物処理施設等設置等協議書

年 月 日

松江市長 氏 名 様

略

様式第 2 号(第 16 条関係)

県外産業廃棄物処分事前協議書

年 月 日

松江市長 氏 名 様

略

<改正後>

様式第4号(第16条関係)

県外産業廃棄物処分事前協議書(優良認定業者)

年 月 日

(あて先) 松江市長

住 所

氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

県で発生した産業廃棄物を松江市内で処分したいので、下記のとおり協議(変更協議)します。

記

処 分 区 分	1 自家処分 (中間処理 ()) 2 委託処分 (中間処理 ())			
排出事業場等の 名称及び所在地	名 称			
	所 在 地			
排 出 工 程				
市内へ搬入処分 する産業廃棄物 の 種 類 等	産業廃棄物の種類		処分方法	予定量(t・m ³ /年)
	<input type="checkbox"/> 燃え殻	()	()	()
	<input type="checkbox"/> 汚泥	()	()	()
	<input type="checkbox"/> 廃油	()	()	()
	<input type="checkbox"/> 廃酸	()	()	()
	<input type="checkbox"/> 廃アルカリ	()	()	()
	<input type="checkbox"/> 廃プラスチック類	()	()	()
	<input type="checkbox"/> 紙くず	()	()	()
	<input type="checkbox"/> 木くず	()	()	()
	<input type="checkbox"/> 繊維くず	()	()	()
	<input type="checkbox"/> 動植物性残さ	()	()	()
	<input type="checkbox"/> ゴムくず	()	()	()
	<input type="checkbox"/> 金属くず	()	()	()
	<input type="checkbox"/> ガラスくず等	()	()	()
	<input type="checkbox"/> 鋳さい	()	()	()
	<input type="checkbox"/> がれき類	()	()	()
	<input type="checkbox"/> 家畜のふん尿	()	()	()
	<input type="checkbox"/> 家畜の死体	()	()	()
	<input type="checkbox"/> ばいじん	()	()	()
	<input type="checkbox"/> 13号廃棄物	()	()	()
	<input type="checkbox"/>	()	()	()
<input type="checkbox"/> 石綿含有産業廃棄物 ()			()	
<input type="checkbox"/> 水銀使用製品産業廃棄物 ()			()	
<input type="checkbox"/> 水銀含有ばいじん等 ()			()	
予 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで			
搬入先の状況	住 所			
	氏 名			
	許可年月日	年 月 日	許可番号	
	施 設 の 所 在 地			

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。